入札参加者の皆さんへ

低入札価格調査方法について(業務委託)

愛媛県では、入札・契約制度の客観性、競争性をより高めるとともに、成果品の品質確保及び極端な低価格入札の抑制を図るため、建設工事に関する調査、測量及び設計業務の委託契約における落札者の決定に当たって、低入札価格調査制度を採用しています。(予定価格が500万円を超えるものに限ります。)

低入札価格調査制度は、入札価格が<mark>開札時に算出される</mark>「調査基準価格」を下回る入札がなされた場合、落札者の決定を保留し、当該価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その結果に基づき落札者を決定する制度です。

ついては、迅速かつ適格な調査を実施するため、調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査を下記により行いますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

(1)調査基準価格及び調査基準基本価格について

調査基準価格及び調査基準基本価格(調査基準価格の算定の基本となる価格)については、次の 計算式により算出します。

なお、税抜き調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。

	T			
区分	計算式		① (下限)	② (上限)
測量業務	税抜き調査基準基本価格 (直接測量費+測量調査費+ 諸経費×0.5)(注1、2)	調査基準基本価格 税抜き調査基準基本価格 ×1.1 (注3)	6/10	8.2/10
	税抜き調査基準価格 税抜き調査基準基本価格 ×ランダム係数(注3)	調査基準価格 税抜き調査基準価格 ×1.1 (注3)		
建築関係建 設コンサル タント業務	税抜き調査基準基本価格 (直接人件費+特別経費+技術 料等経費×0.6+諸経費×0.6) (注1、2)	調査基準基本価格 税抜き調査基準基本価格 ×1.1 (注3)	6/10	8.1/10
	税抜き調査基準価格 税抜き調査基準基本価格 ×ランダム係数(注3)	調査基準価格 税抜き調査基準価格 ×1.1 (注3)		
土木関係建設コンサルタント業務	税抜き調査基準基本価格 (直接人件費+直接経費+その 他原価×0.9+一般管理費等× 0.5)(注1、2)	調査基準基本価格 税抜き調査基準基本価格 ×1.1 (注3)	6/10	8.1/10
	税抜き調査基準価格 税抜き調査基準基本価格 ×ランダム係数(注3)	調査基準価格 税抜き調査基準価格 ×1.1 (注3)		

地質調査業務	税抜き調査基準基本価格 (直接調査費+間接調査費×0.9 +解析等調査業務費×0.8+諸経 費×0.5)(注1、2)	調査基準基本価格 税抜き調査基準基本価格 ×1.1 (注3)	2/3	8.5/10
	税抜き調査基準価格 税抜き調査基準基本価格 ×ランダム係数(注3)	調査基準価格 税抜き調査基準価格 ×1.1 (注3)		
補償関係コ ンサルタン ト業務	税抜き調査基準基本価格 (直接人件費+直接経費+その 他原価×0.9+一般管理費等× 0.5)(注1、2)	調査基準基本価格 税抜き調査基準基本価格 ×1.1 (注3)	6/10	8.1/10
	税抜き調査基準価格 税抜き調査基準基本価格 ×ランダム係数(注3)	調査基準価格 税抜き調査基準価格 ×1.1 (注3)		

- (注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。
- (注2) 算出した額が税抜き予定価格に①を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に①を乗じて得た額を、税抜き予定価格に②を乗じて得た額を超える場合にあっては、税抜き予定価格に②を乗じて得た額を、税抜き調査基準基本価格とする。
- (注3) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。

(2) ランダム係数について

(1)の計算式にあるランダム係数は、開札時に1.000から1.005の範囲内で電子入札システムが自動的に算出します。 $(0.0\% \sim 0.5\%$ までの変動係数)

(3) 資料の提出について

税抜き調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札価格によっても契約内容に適合した履行ができることを説明して頂く必要があります。

ついては、<mark>税抜き</mark>調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、別紙「低入札価格調査に必要な提出書類一覧(業務委託)」で指定する資料を当該入札の開札後速やかに作成のうえ、開札日の翌日から起算して3日(県の休日を除きます。)以内に持参により提出してください。提出期限の午後5時までに資料が提出されない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格となります。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、ご留意ください。

(4) 事情聴取について

- (3)の資料の提出後、直ちに(日時は別途指示)事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出して頂いた資料を用いて主張立証して頂きます。ついては、当該入札の内容について責任ある回答のできる方が出席してください。
- (5) その他、低入札価格調査に関するお知らせについては、愛媛県のホームページ「建設工事の 入札・契約に関する規程・お知らせ」中に掲載しています。

(アドレス: https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html)